

社会福祉法人向陽会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人向陽会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。

なお、常勤役員等とは、週3日以上勤務する役員等を言う。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、原則として賞与及び退職手当は支給しない。

ただし、理事会が功績を認めた非常勤役員等に対して、報酬及び功労金を支払うことが出来る。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 賞与については、別表第2に定める額

(3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額

(4) 通勤手当については、職員給与規程第28条の規定に準ずる額

(5) 常勤役員等が職務のために出張をしたときは、出張旅費規程に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第4に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のために出張をしたときは、出張旅費規程に準ずる額

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表第5の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月15日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第8条第1項に準じた日とする。

(2) 賞与の支給については、職員給与規程第42条の規定に準じた日とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支

給する。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度集計し、前項（1）と同様とする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

- 第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

- 第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- （1）50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - （2）50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（公表）

- 第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

- 第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

- 第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

改定履歴	平成24年4月1日	施行
	平成25年4月1日	一部改定
	平成26年5月1日	一部改定
	平成29年6月16日	施行
	平成29年12月25日	一部改定

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	上限月額 100万円
常務理事	上限月額 80万円
理事	上限月額 50万円

※詳細は、附則1の役員等等級表により理事会にて決定する

別表2（常勤役員等の賞与）

7月賞与	報酬月額×2か月分
12月賞与	報酬月額×2か月分

別表3（常勤役員等の退職金算定式）

最終報酬月額×在任期間×係数

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表4（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

（2）理 事

	日 額
理事会等会議への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

（3）監 事

	日 額
監査会・理事会等会議への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

（4）苦情解決第三者委員及び評議員選任・解任委員

	日 額
苦情解決第三者委員会及び評議員選任・解任委員会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

別表5（職員給与との併給）

役職名	役員報酬の額
理事長	上限月額 80万円
常務理事	上限月額 50万円
理事	上限月額 30万円

※詳細は、附則1の役員等等級表により理事会にて決定する

附則 1

役員等 等級表

	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
1 号	10,000	20,000	40,000	50,000
2 号	20,000	30,000	80,000	100,000
3 号	30,000	50,000	120,000	150,000
4 号	40,000	70,000	160,000	200,000
5 号	50,000	90,000	200,000	250,000
6 号	60,000	110,000	240,000	300,000
7 号	70,000	130,000	280,000	350,000
8 号	80,000	150,000	320,000	400,000
9 号	90,000	170,000	360,000	450,000
10 号	100,000	200,000	400,000	500,000
11 号	120,000	230,000	440,000	550,000
12 号	140,000	260,000	480,000	600,000
13 号	160,000	290,000	520,000	650,000
14 号	180,000	320,000	560,000	700,000
15 号	200,000	350,000	600,000	750,000
16 号	220,000	380,000	640,000	800,000
17 号	240,000	410,000	680,000	850,000
18 号	260,000	440,000	720,000	900,000
19 号	280,000	470,000	760,000	950,000
20 号	300,000	500,000	800,000	1,000,000